

令和5年第1回安堵町議会定例会会議録

(1日目)

令和5年3月2日(木) 開会

午前10時

1 応招議員 9名

1 番	松田 勝	2 番	増井 敬史
3 番	近藤 晃一	4 番	山岡 敏
5 番	福井 保夫	6 番	森田 裕康
7 番	浅野 勉	8 番	森田 瞳
9 番	大星 成司		

2 出席議員 9名

3 欠席議員 なし

4 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	西本 安博	副 町 長	富井 文枝
教 育 長	辰己 秀雄		
総 務 部 長	吉村 良昭	住 民 生 活 部 長	吉田 一弘
事 業 部 長	廣瀬 好郁	教 育 次 長	辻井 弘至
兼都市整備課長		危 機 管 理 室 課 長	吉田 裕一
総 合 政 策 課 長	富士 青美	住 民 課 長	増田 篤人
税 務 課 長	勝井 顯	健康福祉推進室課長	井上 育久
子ども家庭推進室課長	藤岡 征章	教 育 推 進 課 長	吉田 彰宏
まちづくり推進課長	池田 佳永		
会 計 室 長	西田 淳二		

5 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	溝本 貴宏	議 会 事 務 局 主 事	宮前 智貴
-------------	-------	---------------	-------

6 会議事件は次のとおりである。

日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 報告第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度安堵町一般会計補正予算（補正第8号）について）
- 第 6 議案第 1 号 安堵町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 7 議案第 2 号 安堵町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 8 議案第 3 号 安堵町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第 4 号 安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第 5 号 安堵町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 第11 議案第 6 号 令和4年度安堵町一般会計補正予算（補正第9号）について
- 第12 議案第 7 号 町道路線の新規認定について
- 第13 議案第 8 号 町道路線の変更について
- 第14 議案第 9 号 奈良県広域水道企業団設立準備協議会の設置に関する協議について
- 第15 議案第10号 令和5年度安堵町一般会計予算について
- 第16 議案第11号 令和5年度安堵町国民健康保険特別会計予算について
- 第17 議案第12号 令和5年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算について
- 第18 議案第13号 令和5年度安堵町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第19 議案第14号 令和5年度安堵町下水道事業会計予算について
- 第20 議案第15号 令和5年度安堵町水道事業会計予算について
- 第21 報告第 2 号 令和5年度安堵町土地開発公社予算の報告について

開 会

午前10時00分

議長（森田 瞳） 皆さん、改めましておはようございます。

（「おはようございます」という声あり）

只今から、令和5年第1回安堵町議会定例会を開会いたします。

出席議員は9名です。

定足数に達しております。会議は成立いたします。

これより本日の会議を開きます。

はじめに、西本町長より開会にあたり御挨拶をいただきます。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。西本町長。

（西本町長 登壇）

町長（西本安博） 皆さん、おはようございます。

（「おはようございます」という声あり）

町長（西本安博） 梅の花が咲き、春の香りが感じられる時季となりました。大和路では、東大寺二月堂の修二会、いわゆる「お水取り」が終わると本格的な春が訪れてまいります。

さて、世界中に猛威をふるい、我が国で3年前に感染拡大し始めた新型コロナウイルス感染症は、落ち着きを見せてまいりました。国は、今月半ばからマスクの着用を任意とし、5月の連休以降は「5類」への移行を発表しております。通常の生活が、再び身近になりつつあることに安心感を覚える次第でございます。

このような折、令和5年第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれまし

ては、公私ともに忙しい中、御出席を賜りありがとうございます。

今回の案件は、報告2件、人事案件2件、条例の制定・一部改正3件、令和4年度補正予算が1件、令和5年度当初予算とその他の案件を合わせて、合計17件でございます。

まずは、本日提出する案件について、順を追ってその概略を説明させていただきます。

まずは、報告第1号「専決処分の承認を求めることについて（令和4年度安堵町一般会計補正予算（補正第8号）について）」は、県道整備に係る町有地の一部に埋設されていた不要物を除去するための整備費と、出産・子育てに係る応援交付金事業及び伴走型相談支援事業を行うための経費並びに普通交付税の追加交付による歳入増により、予算を増額補正するものでございます。

次に、議案第1号「安堵町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」、桂木正一委員が3月31日をもって任期満了となるため、引き続き同氏を当委員に選任したいので、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第2号「安堵町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」は、富士茂則委員が3月29日をもって任期満了となるため、引き続き同氏を当委員に選任したいので、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第3号「安堵町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の一部を改正する条例について」は、個人情報保護法の一部改正に伴い、個人情報保護審査会が行政不服審査法に定める執行機関の附属機関に位置づけられたことにより、行政不服審査会に求める書面の写しの交付に係る手数料と同じ取り扱いを適用するため、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第4号「安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」は、奈良県国民健康保険運営方針に基づき、令和6年度の県統一国民健康保険料（税）率に向けて、令和5年度の保険税率を改めるものでございます。

次に、議案第5号「安堵町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」は、出産育児一時金の基本額を現行の40万8,000円から48万8,000円に改正を行うものでございます。

次に、議案第6号「令和4年度安堵町一般会計補正予算（補正第9号）について」は、燃料費高騰に伴い光熱水費が不足するためと、令和3年度福祉医療費負担金及び補助金について償還が生じるため並びに農地利用最適化交付金事業に係る農業委員の実績分として委員報酬に追加を行うため、普通交付税の追加交付に伴い歳出と歳入を増額するものでございます。

また、やむを得ず今年度中に事業が完了しない六つの事業を翌年度に繰越すため、繰越明許費を補正するものでございます。

議案第7号「町道路線の新規認定について」は、民間による開発事業後に寄附された土地に

ついて、町道路線として新たに認定するものでございます。

次に、議案第8号「町道路線の変更について」は、県道整備事業に伴い町道の起終点が変わるため、町道路線を変更するものでございます。

次に、議案第9号「奈良県広域水道企業団設立準備協議会の設置に関する協議について」は、本年2月1日に、関係団体の長が、安全で安心な水道水を将来に渡って持続的に供給すること等を目的として「水道事業等の統合に関する基本協定書」に調印をいたしました。令和7年4月の事業統合に向けて法定協議会を設立することについて、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第10号「令和5年度安堵町一般会計予算について」から、議案第15号「令和5年度安堵町水道事業会計予算について」までは、各会計の来年度の当初予算でございます。一般会計は、歳入歳出36億円、前年度当初予算に比べて1億円（2.86%）の増額となります。主な増加理由といたしましては、ごみ処理広域化に伴う、ごみ処理施設建設費用を加えた、山辺・県北西部環境衛生組合負担金と、それから中継施設建設に向けた周辺の用地取得の経費、そして令和5年度から公営企業会計化する下水道事業への繰出金、町単独道路維持補修事業等があり予算計上しております。

また、令和4年度から「第5次安堵町総合計画」として「第2期安堵町まち・ひと・しごと創生総合戦略」がスタートいたしました。政策目標の一環としての令和5年度における主な事業を挙げますと、子ども家庭総合支援拠点事業の整備と教育環境の維持・保守、子ども医療費助成を18歳年度末まで拡大と住民の健康管理と増進に向けた健診・予防の取組及び地域防災計画の見直し、町内インフラの修繕・保守等を予算計上しております。

続きまして、国民健康保険特別会計は、歳入歳出10億3,526万円。前年度に比べて1,275万2,000円の減額でございます。

介護保険特別会計（保険事業勘定）は、歳入歳出8億6,244万円。前年度に比べて5,368万6,000円の増額でございます。

次に、後期高齢者医療特別会計は、歳入歳出1億3,750万円。前年度に比べて730万円の増額でございます。

下水道事業会計は、令和5年度から特別会計から公営企業会計に変更いたします。収益的収入2億4,921万4,000円、収益的支出2億4,346万9,000円、資本的収入1億7,470万円、資本的支出1億9,386万6,000円を当初資金として計上いたします。

次に、水道事業会計は、収益的収入1億9,833万7,000円。前年度に比べて1,490万1,000円の増額でございます、収益的支出1億9,628万9,000円。前年度に比べて1,702万2,000円の増額でございます。資本的収入0円。前年度に比べて1

20万円の減額です。資本的支出4,794万5,000円。前年度に比べて692万1,000円の減額でございます。

次に、報告第2号「令和5年度安堵町土地開発公社予算の報告について」は、本年2月1日に、来年度予算について決定したので報告をするものでございます。

以上、簡単に説明を行いました。詳細はその都度、担当課長より説明をさせますので、御審議、御承認、御可決賜りますようお願い申し上げ、開会にあたりましての御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長（森田 瞳） それでは、お手元の議事日程に従い、進めてまいります。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、安堵町議会会議規則第120条の規定により、1番 松田勝議員、2番 増井敬史議員を指名いたします。

よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） 続いて、日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より16日までの15日間にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は、本日より16日までの15日間とすることに決定いたしました。

議長（森田 瞳） 日程第3「諸般の報告」を行います。

はじめに、令和5年1月24日に行いました議員派遣について、松田議員から報告を受けます。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。松田議員。

（松田議員 登壇）

1 番（松田 勝） 皆さん、おはようございます。それでは、広報編集部会から報告をさせていただきます。

議会広報編集部会報告。地方自治法第100条第13項及び安堵町議会会議規則第122条の規定により、議員派遣による視察研修を行いましたので下記のとおり報告いたします。

1. 目的、議会に対する住民の関心と理解を深めるため、議会広報に関する研修を行い、広報活動の発展に資することを目的とする。

2. 場所、和歌山県伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町2160番地 かつらぎ町役場

3. 日時、令和5年1月24日 11時

4. 参加者、議会議員といたしまして、森田瞳議長、浅野副議長、松田議員、増井議員、近藤議員、山岡議員、福井議員、森田裕康議員、大星議員。事務局といたしまして、溝本事務局長、島田主事でございます。

5. 内容、「議会だより かつらぎ」は令和2年度第35回町村議会広報全国コンクールにおいて、奨励賞を受賞されました。さらに、その翌年の令和3年度同コンクールにおいて8位入選と大きな躍進を遂げられました。

この受賞のきっかけを尋ねてみると、奨励賞を受賞した年に、初めて紙面に住民の顔写真と氏名、声を掲載したことが受賞に繋がっているのではないかとのことでした。

住民の声を写真、氏名、コメント入りで積極的に紹介し、議会だよりの紙面を通じて双方向通信が実現するよう努力されていることが十分理解できる内容でした。

また、「議会は争点のある世界」との認識に立ち、紙面構成を考えておられます。実現した町の施策の中には、議会で議論を重ねながら長い年月を要したものもあります。意見の違いと解決に向けたプロセスを重要視し、住民にわかりやすく伝えることで、一緒に考えてもらえるような紙面づくりを目指しておられます。

このことは、議会公開の原則を貫くこととなり、住民の知る権利に応え、議会としての説明責任を果たすことになるでしょう。

かつらぎ町議会では、コンクールで1位になった議会広報紙を含め、年に1回の視察研修を計画される等、常に研修と視察を重ね、学んだことを紙面に反映させるための努力を惜しまない姿勢は高く評価できるものと考えます。

その他にも、レイアウト、見出し、リードの作成方法等、詳細な説明を受けることができました。

最後に、安堵町議会から、議会だより「あんど」で足りないものは何かと尋ねたところ、「予算」と「住民参加」の2点を強調されました。

私達、安堵町議会としては、この2点の克服に向けた取組を強化すべきとの認識に立ち、課題克服のための努力を継続することといたします。

以上。

議長（森田 瞳） 続きまして、令和4年度定期監査結果報告について、福井監査委員から報告をしていただきます。

議会選出監査委員（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。福井監査委員。

（福井議会選出監査委員 登壇）

議会選出監査委員（福井保夫） おはようございます。議員選出監査委員の福井です。令和4年度定期監査結果報告について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、令和4年度の定期監査を実施したので、同条第9項の規定により令和5年2月20日付けで報告書を提出しましたので、報告いたします。

なお、徳久亮太郎代表監査委員との合議でありますことを申し上げます。

1 番目に、監査の概要。

1. 監査の実施期間

令和5年1月20日及び同月23日

2. 監査の実施者

代表監査委員 徳久亮太郎、議員選出監査委員 福井保夫

3. 監査の対象

対象部署 全部署

聴取指名課 総合政策課、子ども家庭推進室、健康福祉推進室、まちづくり推進課、教育推進課

実施設 トーク安堵カルチャーセンター、福祉保健センター

4. 監査の目的、着眼点及び監査手続き

令和4年度における安堵町の財務に関する事務の執行と経営に係る事業の管理について、その適否を確かめるため、正確性、合規性、経済性、有効性、効率性の各視点から監査を行った。

この監査を行うにあたり、監査委員は、全部署から提出された定期監査調書に基づき、一般監査手続きのほか、「3. 監査の対象」に掲げる聴取指名課等の関係職員に対して、事業執行に係る質問を行い、説明を求めて確認するとともに、施設・財産の管理を確かめるなどの各監査手続きを実施した。

2、監査の結果

監査の結果、財務に関する事務の執行について、関係書類及び諸帳簿等を精査した結果、概ね適正に執行されているものと認められた。なお、軽微な誤りの箇所については、その都度、口頭で是正・訂正を促したので、今後は適正な処理をお願いしたい。

また、一部の事務処理に検討、改善を要する事項が見受けられたので、これらについて適正な事務処理等を行うとともに、今後十分、研鑽の上、万全を期されるよう望むものである。

なお、聴取指名課ごとの所見については、次のとおりです。

全般的共通事項

(1) 監査調書の記入誤り及び記入漏れが見受けられた。今後、調書を作成する際は注意されたい。

(2) 各種団体に対する補助金の交付については、実績報告書及び決算報告書等を確認の上、十分な審査を行い、適切な金額を交付されたい。

(3) 業務委託等の契約について、過去の経緯、実績を主たる理由として随意契約を締結しているケースが散見される。公平・適正に決定されたい。また、年度途中の契約についても、適正に事務処理を行っていただきたい。

聴取指名課に関する事項及び実地調査については、記載のとおりですので、御確認ください。

以上で報告を終わります。

議長（森田 瞳） これで諸般の報告を終わります。

議長（森田 瞳） 日程第4「行政報告」を行います。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。西本町長。

(西本町長 登壇)

町長（西本安博） それでは、行政報告を行います。

まず、あんど防災フェスタの開催でございます。2月25日土曜日、本町におきまして、防災をテーマにしたイベント「あんど防災フェスタ」を開催いたしました。災害時における相互応援協定を締結している愛知県幸田町長をはじめ、生駒郡内各町長、西和消防署長等もお越しいただき、災害協定締結先の参加もあり、非常に充実した行事となりました。

鳥取県中部地震で甚大な被害を受けられた、北栄町の松本昭夫元町長による講演会では、体験談を交えながら自主防災の大切さについて貴重な話をしていただき、来場者の方々は皆、真剣に耳を傾けておられました。

町内外からおおよそ600人、大ホールで300人、場外の催し会場で300人程度の来場があり、防災に関して、いかに問題意識を抱かれているかを実感すると同時に、我々職員は住民の安心・安全を守らなければならないと、改めて認識した次第でございます。

次に、コロナワクチンの接種でございます。昨年10月1日から開始したオミクロン株対応のワクチンの集団接種は、今年1月22日をもって終了しております。実績についてでございますが、2月28日現在、接種済みの方は4,020人、対象者全体の60.8%でございます。接種済みの方の内訳は、65歳以上は83.35%、12歳から64歳までは46.89%でございます。

また、同日現在、5歳から11歳までの小児につきましては、51名が3回目のワクチンを接種済みで、生後6か月から4歳までの乳幼児は、8名が1・2回目のワクチン接種をされました。

4月以降のワクチン接種については、国の具体的な方針が示された段階で速やかに接種できるよう体制を整えてまいる所存でございます。

そして、大変いろんな論議を呼んでおります、今後のマスクの着用等でございます。新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の一環として、原則、マスクの着用、手指の消毒、一定の距離確保等を励行してまいりました。しかし、医療体制の改善とともに感染者が減少する中で、国は5月8日以降は「2類」から「5類」へ移行する考えを示しており、本町としても今後の態勢のあり方を検討したところでございます。

具体的には、3月13日から来庁者のマスク着用は各自の御判断にお任せし、職員につきましては、5月7日まではマスク着用をして窓口対応させていただきたい。このように考えております。

ただ、マスクを着用して来庁される方もおられると思いますが、窓口に設置しているパーテ

イションは当面の間、設置することといたします。併せて、健康管理のため、役場庁舎や施設の入り口にある検温設備も設置し続けることといたします。

議員の皆様におかれましても、御理解と御協力の程よろしくお願い申し上げます。

次に、マイナンバーカードについてでございます。２月２８日火曜日をもって、マイナポイントを取得できるマイナンバーカード取得申請の受付が終了いたしました。ここ数日は、多くの方が申請に来られましたが、担当課の職員が総出で対応し、報道されている他市町村のような大きな混乱は発生しておりません。

マイナポイントの取得期限が５月まで延長されたことに伴い、マイナポイントの取得の支援は引き続き行います。また、マイナポイントの対象外となりますが、マイナンバーカードの申請受け付けは継続して行っておりまいます。

本町のマイナンバーカードの交付率は、２月１９日現在で６５．５％、申請率は７４．３％という状況でございます。２月末には多くの方が申請されましたので、申請率はさらに伸びていくものと考えております。

行政報告は、以上でございます。

教育長（辰己秀雄） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。辰己教育長。

（辰己教育長 登壇）

教育長（辰己秀雄） 教育委員会 辰己です。よろしくお願いいたします。教育委員会の所管事務のうち、新型コロナウイルス感染症に関係する事項で、１２月議会で御報告をさせていただいた以降の新たな事項について、報告をさせていただきます。

まず、町立学校・こども園において、３学期の教育課程の計画的な執行を進めており、中学校では特色選抜入試も終え、一般選抜学力検査を３月１０日に控えております。

この間、こども園・小中学校は、できるだけ通常の教育・保育活動の維持推進に努めてきましたが、コロナウイルス感染症及びインフルエンザ罹患者の同時流行の余波を受け、学校医と協議をしながら、学級・学年閉鎖措置を取りながら、個別・各家庭の罹患報告に注視し、何とか組織的な拡大を回避してきたところでございます。

今後も、学年末・新学期を控え、学校・園・各家庭と情報共有を密にしながら、継続してコロナ感染拡大防止に努め、インフルエンザ対策とともに、卒業・卒園式、入園・入学式の行事等も来賓をお迎えしての再開を目指しており、御理解、御協力をお願いしたいと思ってお

ります。

次に、教育委員会が所管しております、社会教育施設の施設利用でございますが、基本的な感染対策を行いながら、11月1日より利用制限を解除して利用をいただいている状況です。

1月の「安堵町二十歳のつどい」、「町マラソン大会」、「初釜茶会」については、皆様方の御理解と御協力により、無事開催することができました。

今後、令和5年度の「安堵町民体育祭」については、1月の実行委員会で協議いただき、10月下旬に延期予定となっております。

今後も、コロナ禍の中、インフルエンザの拡大防止も図りながら、町立学校・こども園の諸行事の実施、社会教育施設の運営に努めてまいりたいと考えております。

以上、教育委員会関係の御報告とさせていただきます。

議長（森田 瞳） 日程第5 報告第1号「専決処分の承認を求めることについて（令和4年度安堵町一般会計補正予算（補正第8号）について）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（富士青美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。富士総合政策課長。

（富士総合政策課長 登壇）

総合政策課長（富士青美） おはようございます。総合政策課 富士です。よろしくお願いいたします。それでは、報告第1号「専決処分の承認を求めることについて（令和4年度安堵町一般会計補正予算（補正第8号）について）」、御説明させていただきます。

補正理由といたしまして、一つ目、県道の整備を進める上で、町有地の一部に埋設されていた不要物を除去するために3,249万7,000円を。

二つ目として、妊娠届出時から、妊婦の方や低年齢期の子育てをしておられる家庭に寄り添う、伴走型相談支援事業並びに妊産婦に対し、妊娠届出時に5万円及び出産届出時に5万円、合計10万円の出産子育て応援交付金事業の準備等を行うために497万1,000円を。また、当該事業は一部を除き、国庫補助金と県補助金の交付金があります。

三つ目といたしまして、普通交付税の再算定により追加交付されたためです。

よって補正予算書第1表、歳入歳出予算補正を御覧ください。3ページを御覧ください。歳出、2款 総務費、1項 総務管理費、4億162万4,000円、補正額3,249万7,000円、補正後の額4億3,412万1,000円。

3款 民生費、2項 児童福祉費、補正前の額3億5,764万1,000円、補正額350万円、補正後の額3億6,114万1,000円。

4款 衛生費、1項 保健衛生費、補正前の額1億4,788万2,000円、補正額147万1,000円、補正後の額1億4,935万3,000円となります。

1ページ戻っていただいて、2ページの歳入でございますが、10款 地方交付税、1項 地方交付税、補正前の額15億6,277万8,000円、補正額2,667万3,000円、補正後の額15億8,945万1,000円。

14款 国庫支出金、2項 国庫補助金、補正前の額3億227万3,000円、補正額377万5,000円、補正後の額3億604万8,000円。

15款 県支出金、2項 県補助金、補正前の額6,139万6,000円、補正額59万7,000円、補正後の額6,199万3,000円。

18款 繰入金、1項 基金繰入金、補正前の額2億868万5,000円、補正額642万3,000円、補正後の額2億1,510万8,000円。

以上により、歳入歳出とも合計は、補正前の額39億6,269万9,000円、補正額3,746万8,000円、補正後の額40億16万7,000円となります。

なお、補正理由の一つ目と二つ目につきまして、早急に対応する必要があったため令和5年1月17日に専決処分させていただきました。

それでは議案書を朗読いたします。

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度安堵町一般会計補正予算（補正第8号））について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和4年度安堵町一般会計補正予算（補正第8号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し議会の承認を求める。

令和5年3月2日報告、安堵町長 西本安博。

次のページ、2枚目をお願いします。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和4年度安堵町一般会計補正予算（補正第8号）を別紙のとおり専決処分する。

令和5年1月17日専決、安堵町長 西本安博。

補正予算書の1ページをお願いします。

令和4年度安堵町一般会計補正予算（補正第8号）

令和4年度安堵町一般会計補正予算（補正第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,746万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億16万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年1月17日専決、安堵町長 西本安博。

第1表以降は先ほど説明いたしましたものと重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議、御承認の程よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） なしと認めます。

討論を省略し、これより報告第1号を採決します。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

報告第1号は、原案のとおり承認されました。

議長（森田 瞳） 日程第6 議案第1号「安堵町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（富士青美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。富士総合政策課長。

（富士総合政策課長 登壇）

総合政策課長（富士青美） それでは、議案第1号「安堵町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」、提案理由を御説明させていただきます。

本町公平委員会委員4名のうち、桂木正一委員が、本年3月31日をもって任期満了となります。桂木氏は人格高潔で、地方自治の運営に理解があり、人事行政に係る識見が豊富な方です。つきましては、引き続き次期も同氏を選任することについて、議会の同意を求めるものです。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第1号 安堵町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

下記の者を安堵町公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年3月2日提出、安堵町長 西本安博。

記。

住所 ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

氏名 桂木正一 ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■生（■■歳）

の方です。なお、任期は令和5年4月1日から令和9年3月31日までの4年間です。

御審議、御可決の程よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより議案第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者 起立)

議長（森田 瞳） 起立、全員です。お座りください。

議案第1号は同意することに決定いたしました。

議長（森田 瞳） 日程第7 議案第2号「安堵町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（富士青美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。富士総合政策課長。

(富士総合政策課長 登壇)

総合政策課長（富士青美） 議案第2号「安堵町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」、提案理由を御説明させていただきます。

本町固定資産評価審査委員3名のうち、富士茂則委員が、本年3月29日をもって任期満了となります。同氏は、固定資産の評価について高い識見を有する、住民を代表する者として人格高潔な方です。つきましては、引き続き次期も同氏に努めていただきたく、議会の同意を求めるものです。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第2号 安堵町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

下記の者を安堵町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年3月2日提出、安堵町長 西本安博。

記。

住所 ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

氏名 富士茂則 ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ 生（■■■歳）

の方です。なお、次の任期は令和5年3月30日から令和8年3月29日までの3年間です。

御審議、御可決の程よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑、ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） なしと認めます。

討論を省略し、これより議案第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立、全員です。お座りください。

議案第2号は同意することに決定いたしました。

議長（森田 瞳） 日程第8 議案第3号「安堵町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（富士青美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。富士総合政策課長。

（富士総合政策課長 登壇）

総合政策課長（富士青美） 議案第3号「安堵町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の一部を改正する条例について」、提案理由を説明させていただきます。

個人情報保護法の一部改正に伴いまして、個人情報保護審査会が行政不服審査法に定める執行機関の附属機関に位置付けられました。

新旧対照表を御覧ください。3枚目です。これによりまして、行政不服審査会に提出された主張書面等の写し等の交付に係る手数料と同様の取扱いを適用することとし、安堵町個人情報保護審査会を本条例に加えるために、所要の改正を行うものです。

令和5年4月1日からの施行となります。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第3号 安堵町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の一部を改正する条例について

安堵町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和5年3月2日提出、安堵町長 西本安博。

なお、改正本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議、御可決の程よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） なしと認めます。

これより、議案第3号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立、全員です。お座りください。

議案第3号は、原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第9 議案第4号「安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

住民課長（増田篤人） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。増田住民課長。

（増田住民課長 登壇）

住民課長（増田篤人） おはようございます。住民課 増田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。議案第4号「安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」、説明させていただきます。

本件につきましては、国民健康保険の運営主体である奈良県が、国民健康保険運営方針により示した国民健康保険標準保険料及び税率並びに事業納付金を基に所要の改正を行うものでございます。改正内容といたしましては、本町の国民健康保険の健全な運営のため、国民健康保険税率等の改正を行うためのものです。

詳細につきまして、議案書の3ページ目、新旧対照表1ページをお願いいたします。

説明させていただきます。第3条、基礎課税額の所得割額の税率を「100分の7.6」から「100分の7.64」に改めます。

第4条、基礎課税額の被保険者均等割額を被保険者一人につき「2万5,000円」から「2万7,600円」に改めます。

次のページ、2ページ目をお願いいたします。前ページからの続きですが、第4条の2第1号、基礎課税額の被保険者平等割額を1世帯につき「2万1,000円」から「2万円」に改めます。さらに同条第2号、特定世帯は「1万500円」から「1万円」に、第3号特定継続世帯は「1万5,750円」から「1万5,000円」に改めます。この特定世帯は、前ページの下段に規定されておりますが、後期高齢者医療の制度の開始で設けられた国民健康保険税の負担軽減の制度でございます。特定世帯とは、世帯の中で一人が後期高齢者医療に移行され、その世帯の中で国民健康保険被保険者が一人となった場合に5年間、平等割額を2分の1にする

世帯のことを言います。特定継続世帯は、その後、同じ条件で6年以後8年までの3年間の間、平等割額を4分の1軽減する世帯のことを言います。

引き続き説明いたします。第5条、後期高齢者支援金等課税額の所得割額の税率を「100分の3.2」から「100分の3.27」に改めます。

第6条、後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額を一人につき「1万円」から「1万1,500円」に改めます。第6条の2第1号、後期高齢者支援金等課税額の被保険者平等割額を1世帯につき「8,000円」から「8,400円」に改めます。さらに同条第2号、特定世帯は「4,000円」から「4,200円」に、第3号、特定継続世帯は「6,000円」から「6,300円」に改めます。

第7条、介護納付金課税額の所得割額の税率を「100分の3.3」から「100分の3.53」に改めます。

次の、3ページをお願いいたします。第8条、介護納付金課税額の被保険者均等割額を一人につき「1万7,000円」から「2万300円」に改めます。

めぐりまして、4ページをお願いいたします。第22条第1項は、国民健康保険税の世帯の所得状況による軽減額の規定で、第1号では、国民健康保険税額の7割軽減額を規定しております。同項同号アの基礎課税額の被保険者均等割額を「1万7,500円」から「1万9,320円」に改め、同項同号イの（ア）の基礎課税額の平等割軽減額を「1万4,700円」から「1万4,000円」に改めます。（イ）の特定世帯は「7,350円」から「7,000円」に。（ウ）の特定継続世帯は「1万1,025円」から「1万500円」に改めます。同項同号ウの後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割軽減額を「7,000円」から「8,050円」に改めまして、同項同号エ（ア）の後期高齢者支援金等課税額の平等割軽減額を「5,600円」から「5,880円」に改めます。（イ）の特定世帯は「2,800円」から「2,940円」に。（ウ）の特定継続世帯は「4,200円」から「4,410円」に改めます。同項同号オの介護納付金課税額の被保険者均等割軽減額を「1万1,900円」から「1万4,210円」に改めます。

次の、5ページをお願いいたします。同条同項第2号では、国民健康保険税額の5割軽減額を規定しております。同号アの基礎課税額の被保険者均等割軽減額を「1万2,500円」から「1万3,800円」に。（イ）の基礎課税額の平等割軽減額を「1万500円」から「1万円」に改めます。（イ）の特定世帯は「5,250円」から「5,000円」に。（ウ）の特定継続世帯は「7,875円」から「7,500円」に改めます。ウの後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割軽減額を「5,000円」から「5,750円」に改めまして、同項同号エ（ア）の後期高齢者支援金等課税額の平等割軽減額を「4,000円」から「4,200円」に。（イ）の特定世帯は「2,000円」から「2,100円」に。（ウ）の特定継

続世帯は「3,000円」から「3,150円」に改めます。同項同号オの介護納付金課税額の被保険者均等割軽減額を「8,500円」から「1万150円」に改めます。

続きまして、6ページをお願いいたします。同条同項第3号では、国民健康保険税額の2割軽減額を規定しております。同項同号アの基礎課税額の被保険者均等割軽減額を「5,000円」から「5,520円」に改め、イ（ア）の基礎課税額の平等割軽減額を「4,200円」から「4,000円」に。（イ）の特定世帯は「2,100円」から「2,000円」に。（ウ）の特定継続世帯は「3,150円」から「3,000円」に改めます。同項同号ウの後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割軽減額を「2,000円」から「2,300円」に。エの（ア）後期高齢者支援金等課税額の平等割軽減額を「1,600円」から「1,680円」に。（イ）特定世帯は「800円」から「840円」に。（ウ）の特定継続世帯は「1,200円」から「1,260円」に改めます。

7ページをお願いいたします。同項同号オの介護納付金課税額の被保険者均等割軽減額を「3,400円」から「4,060円」に改めます。さらに同条第2項では、国民健康保険被保険者の未就学の方の国民健康保険税の均等割額の減額の規定でございまして、同項第1号アで、基礎課税額7割軽減該当者の額を「3,750円」から「4,140円」に。イで基礎課税額5割軽減額該当者の額を「6,250円」から「6,900円」に。ウで基礎課税額2割軽減該当者の額を「1万円」から「1万1,040円」に。それ以外の方を「1万2,500円」から「1万3,800円」に改めます。さらに同項第2号アで後期高齢者支援金等課税額、7割軽減該当者の額を「1,500円」から「1,725円」に。イで後期高齢者支援金等課税額5割軽減該当者の額を「2,500円」から「2,875円」に改めまして、ウで後期高齢者支援金等課税額2割軽減該当者の額を「4,000円」から「4,600円」に改めます。それ以外の方はエで「5,000円」から「5,750円」に改めます。

以上でございます。

なお、本改正につきましては、町長の諮問機関であります国民健康保険運営協議会の「改正すべきもの」という答申をいただいておりますことと、知事を含めた県内全市町村の市町村長の協議の結果、「改正すべきもの」と決していることについて申し添えます。

以上でございます。なお、この条例の施行日は令和5年4月1日とさせていただきます。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第4号 安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和5年3月2日提出、安堵町長 西本安博。

次のページ以降の本文につきましては、先に説明させていただいた内容と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議、御可決の程よろしく願いいたします。

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） なしと認めます。

お諮りいたします。

只今、議題となっております議案第4号は、先般、議会運営委員会の決定討議に伴い、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって議案第4号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

議長（森田 瞳） 日程第10 議案第5号「安堵町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案についての提案理由の説明を願います。

住民課長（増田篤人） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。増田住民課長。

（増田住民課長 登壇）

住民課長（増田篤人） 引き続き、増田でございます。よろしく願いいたします。議案第5号「安堵町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」、説明させていただきます。

本改正につきましては、健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第23号）

が公布され、出産一時金の額が、４０万８，０００円から４８万８，０００円に改正されたことから、本町国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。

それでは詳細につきまして、新旧対照表により説明させていただきます。めくっていただき３ページ目をお願いいたします。

第８条中、出産一時金を「４０万８，０００円」から「４８万８，０００円」に改めます。以上でございます。

なお、この条例の施行日は令和５年４月１日とさせていただきます。

戻りまして、議案書を朗読いたします。

議案第５号 安堵町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

安堵町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和５年３月２日提出、安堵町長 西本安博。

次のページ以降の本文につきましては、先に説明させていただいた内容と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議の上、御可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） なしと認めます。

これより、議案第５号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立、全員です。お座りください。

議案第5号は、原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 只今、11時ちょうどです。

約10分、暫時休憩いたします。

休 憩（午前11時00分）

再 開（午前11時10分）

議長（森田 瞳） 休憩前に引き続き、再開いたします。

日程第11 議案第6号「令和4年度安堵町一般会計補正予算（補正第9号）について」、
議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（富士青美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。富士総合政策課長。

（富士総合政策課長 登壇）

総合政策課長（富士青美） それでは、議案第6号「令和4年度安堵町一般会計補正予算（補正第9号）について」、提案理由を御説明させていただきます。

まず、本年度予算の増額補正ですが、歳出における理由は、一つ目として、ロシアのウクライナ侵攻を発端として、様々な面で影響を受けております燃料費の高騰も社会全体に及んでいるところです。それによりまして、安堵町役場庁舎及び本町の公共施設に係る光熱水費の不足額800万円を増額。

二つ目として、令和3年度の福祉医療費負担金及び補助金が確定したことにより生じる償還

金129万2,000円を増額。

三つ目として、農地利用最適化交付金の額の確定に伴い、農業委員会の委員報酬の予算を増額し、一方、タブレット端末の通信費が予定額より少額となることから57万2,000円を増額するため、当該事業は全額国庫補助金の対象です。加えて、歳入の増額は、地方交付税が再算定により増額交付されるためでございます。

予算書3ページをお願いいたします。

従いまして、歳出。

2款 総務費、1項 総務管理費、補正前の額4億3,412万1,000円、補正額130万円、補正後の額4億3,542万1,000円。

3款 民生費、1項 社会福祉費、補正前の額8億1,028万6,000円、補正額159万2,000円、補正後の額8億1,187万8,000円。同款2項 児童福祉費、補正前の額3億6,114万1,000円、補正額100万円、補正後の額3億6,214万1,000円。同款3項 人権対策費、補正前の額4,645万6,000円、補正額240万円、補正後の額4,885万6,000円。

5款 農林水産業費、1項 農業費、補正前の額4,697万9,000円、補正額57万2,000円、補正後の額4,755万1,000円。

9款 教育費、1項 教育総務費、補正前の額1億2,871万6,000円、補正額40万円、補正後の額1億2,911万6,000円。同款2項 小学校費、補正前の額2,426万円、補正額180万円、補正後の額2,606万円。同款3項 中学校費、補正前の額2,648万円、補正額80万円、補正後の額2,728万円。

1ページ戻っていただきまして、歳入ですが、10款 地方交付税、1項 地方交付税、補正前の額15億8,945万1,000円、補正額800万円、補正後の額15億9,745万1,000円。

14款 国庫支出金、2項 国庫補助金、補正前の額3億604万8,000円、補正額57万2,000円、補正後の額3億662万円。

18款 繰入金、1項 基金繰入金、補正前の額2億1,510万8,000円、補正額129万2,000円、補正後の額2億1,640万円。

以上により、歳入歳出ともに合計は、補正前の額40億16万7,000円、補正額986万4,000円、補正後の額40億1,003万1,000円となります。

次に、4ページの繰越明許費をお願いします。

一つ目、戸籍事務（臨時）457万6,000円で、マイナンバー制度の導入に係る戸籍事務内の連携のための機能整備システム改修が年度内に完了しないため。

二つ目は、すこやか安堵21計画（健康増進計画）等策定業務575万9,000円で、当

該計画に関連する、国・県の諸計画が1年間延長となったことに伴い、本町の計画策定を1年間延長したためです。

三つ目は、母子保健事業（伴走型支援事業）138万6,000円で、伴走型相談支援事業に係るシステム改修が年度内に終わらないためです。

四つ目は、ごみ収集車購入事業819万5,000円で、納車時期が令和5年度末頃になる見込みであるためです。

五つ目は、地下埋設物解体撤去工事事業2,905万1,000円で、安堵町美化センター跡地の埋設物撤去に係る各届出と許可に時間を要し、年度内に工事完了が困難なためです。

六つ目は、公営住宅4号棟高架水槽修繕事業715万円で、施工に係る材料等を今年度内に納入することが困難であるためです。

以上、六つの事業を繰越します。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第6号 令和4年度安堵町一般会計補正予算（補正第9号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、令和4年度安堵町一般会計補正予算（補正第9号）を別紙のとおり提出する。

令和5年3月2日提出、安堵町長 西本安博。

補正予算書1ページをお願いします。

議案第6号 令和4年度安堵町一般会計補正予算（補正第9号）

令和4年度安堵町一般会計補正予算（補正第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ986万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億1,003万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

令和5年3月2日提出、安堵町長 西本安博。

次のページ以降の、事項別明細書等につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議、御可決の程よろしく願いいたします。

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） なしと認めます。

お諮りいたします。

只今、議題になっております議案第6号は、議会運営委員会の討議決定に伴い、総務産業建設常任委員会に付託いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

議長（森田 瞳） 日程第12 議案第7号「町道路線の新規認定について」及び日程第13 議案第8号「町道路線の変更について」を一括議題とします。

2議案について、一括して提案理由の説明を求めます。

事業部長兼都市整備課長（廣瀬好郁） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。廣瀬事業部長兼都市整備課長。

（廣瀬事業部長兼都市整備課長 登壇）

事業部長兼都市整備課長（廣瀬好郁） おはようございます。都市整備課 廣瀬でございます。よろしく願いいたします。それでは、議案第7号「町道路線の新規認定について」御説明させていただきます。

本件につきましては、東安堵地区において、住宅の開発事業者より町へ道路部分の寄附がありましたので、住宅の新築、建て替え等ができるように、安堵町として維持管理を行う方が適切であることから、路線を認定するものでございます。

それでは、議案書の1ページをめくっていただき、認定する路線の表をお願いいたします。

路線番号363、路線名 東安堵133号線、起点 東安堵字深田1840-12、終点 東安堵字深田1840-12、幅員につきましては、最小6メートル、最大13.1メートル、延長につきましては86.8メートルとなります。

2ページをめくっていただきまして、東安堵133号線の箇所図でございます。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第7号 町道路線の新規認定について

町道路線の新規認定について別紙のとおり提出する。

令和5年3月2日提出、安堵町長 西本安博。

続きまして、議案第8号「町道路線の変更について」、御説明させていただきます。

本件につきましては、奈良県による、県道大和郡山広陵線整備事業におきまして、町道の起終点の変更となるため、路線の変更をするものでございます。その路線におきましては、すでに生活用道路として広く活用されており、今後も町道として維持管理をするのが適切であると望まれておりますので、路線の変更でございます。

それでは、議案書の1ページをめくっていただき、変更する路線の新旧対照表をお願いいたします。

路線番号24、路線名 東安堵2号線の、起点・終点・延長を変更するものでございます。

2ページをめくっていただきまして、左側が町道の変更前の図面でございます。そして次のページが町道変更後の図面でございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第8号 町道路線の変更について

町道路線の変更について別紙のとおり提出する。

令和5年3月2日提出、安堵町長 西本安博。

以上でございます。

御審議、御可決の程よろしくをお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより、一括して質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

これより、案件ごとに討論及び採決を行います。

はじめに、議案第7号「町道路線の新規認定について」、討論を行います。
討論ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） なしと認めます。
これより議案第7号を採決します。
この採決は起立によって行います。
本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立、全員です。お座りください。
議案第7号は原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 次に議案第8号「町道路線の変更について」、討論を行います。
討論ございませんか。

この今、部長、東安堵2号線がね、元々、左右を見とったら、今度、町道路線から外れる部分ありますやろ、現行から外れて。この外れた部分は何で残りますの。

事業部長兼都市整備課長（廣瀬好郁） 歩道で残ります。

議長（森田 瞳） その、歩道で残るのは、それは所有者は誰ですか。

事業部長兼都市整備課長（廣瀬好郁） 所有者は安堵町のままで、歩道として使わせて欲しいと県の方から申し出がありまして。

議長（森田 瞳） 歩道で残るとするのは、安堵町の？

事業部長兼都市整備課長（廣瀬好郁） 県道の歩道の一部として。

議長（森田 瞳） 県道の歩道、所有者は誰？

事業部長兼都市整備課長（廣瀬好郁） 所有者は安堵町のままで。

議長（森田 瞳） 安堵町で。

事業部長兼都市整備課長（廣瀬好郁） 安堵町のままで、使用をさせて欲しいと県から申し出がありまして。

議長（森田 瞳） そしたら元々の町有地のものが、町有地のもので変わらないけども、町道路線の認定の部分から起点が外れる訳やな。起点になるのか終点になるのか。

事業部長兼都市整備課長（廣瀬好郁） 県道の歩道の一部に、その部分は、なります。

議長（森田 瞳） またちょっとその後で聞いわ。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立、全員です。お座りください。

議案第8号は原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第14 議案第9号「奈良県広域水道企業団設立準備協議会の設置に関する協議について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進課長（池田佳永） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。池田まちづくり推進課長。

（池田まちづくり推進課長 登壇）

まちづくり推進課長（池田佳永） おはようございます。まちづくり推進課 池田でございます。よろしく願いいたします。それでは議案第9号「奈良県広域水道企業団設立準備協議会の設置に関する協議について」を御説明させていただきます。

水道事業の統合は、水需要の減少に伴う給水収益の減少、水道施設の老朽化による更新需要の増加、職員の減少による技術力の低下等により、各関係団体が直面する課題に対応し、連携して広域で水道の老朽化対策等を通じて基盤強化を図ることにより、安全で安心な水道水を将来に渡って持続的に供給することを目的に、令和5年2月1日に奈良県他25団体参加による基本協定の締結となりました。これにより令和7年4月の事業統合に向け、地方自治法第252条の2の2第1項により、法定協議会を設立することについて、同法同条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案書の方、4ページをめくっていただきますと、奈良県広域水道企業団基本計画書（案）という形で「1. 組織・業務運営」の記載のとおり、県域水道一体化の経営主体として、地方自治法第284条の規定による一部事業組合を令和6年度に設立し、企業団構成は、奈良県他25団体であり、令和7年度から事業が開始となります。

1ページめくっていただきますと、一体化後の経営の見通しといたしまして、投資資金といたしましては、構成団体が所有する水道事業活動に伴い生み出された資産等を全て企業団に引継ぎ、運営費とし、また令和7年度から令和16年度までの10年間、国・県の財政支援として国206億円、県206億円の合計412億の支援を受けることによって、管路の更新ペースの向上が見込まれます。

その下、次ページになります。水道料金といたしましては、一体化の統合結果により、構成団体は単独経営の場合よりも料金上昇抑制の効果が見られ、右側四角の中にありますけども統合当初、令和7年と書いております供給単価は183円の予定であります。

次のページめくっていただきまして、令和4年11月より、法定協議会の規約提示から始まり令和5年2月の基本協定締結を経て、今後のスケジュールといたしまして、本3月議会にて議決後4月より法定協議会が発足、総務省に法定協議会設置の届出を行う予定です。

それでは、議案書1ページに戻っていただきまして、議案書を朗読させていただきます。

議案第9号 奈良県広域水道企業団設立準備協議会の設置に関する協議について

奈良県広域水道企業団設立準備協議会の設置に関する協議を別紙のとおり提出する。

令和5年3月2日提出、安堵町長 西本安博。

次ページの資料内に関しては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議、御承認よろしく願いいたします。

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） なしと認めます。

お諮りいたします。

只今、議題となっております議案第9号は、先般の議会運営委員会討議決定により、総務産業建設常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

議長（森田 瞳） 日程第15 議案第10号「令和5年度安堵町一般会計予算について」から、日程第20 議案第15号「令和5年度安堵町水道事業会計予算について」までを一括議題といたします。

6議案について、一括して提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（富士青美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。富士総合政策課長。

総合政策課長（富士青美） はい。

（富士総合政策課長 登壇）

総合政策課長（富士青美） それでは、議案第10号「令和5年度安堵町一般会計予算について」から、「令和5年度安堵町水道事業会計予算について」まで一括して御説明させていただきます。

本議案は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定に基づき、令和5年度安堵町一般会計予算及び特別会計予算を議会に提出するものでございます。

はじめに、我が国の閣議において、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつある中、緩やかな持ち直しが続いています。世界的なエネルギー、食料価格の高騰や、欧米各国の金融引締め等による景気後退懸念等、厳しさが増していると、物価高、円安への対応、構造的な賃上げ、成長のための投資と改革を重点分野として総合経済対策を迅速かつ着実に実行して、持続可能な成長経路に乗せていく認識の下、推進するとしています。

本町におきましては、令和5年度安堵町一般会計予算は、ごみ処理広域化に伴う、ごみ処理施設建設負担金や用地買収。こども園給食委託や、子ども家庭総合支援拠点整備等、安全安心な子供子育て環境の構築推進、そしてまた光熱水費等の高騰や継続した施設の維持管理・保守等を中心とする各種事業を計上し、国の交付金の活用や、より有効な地方債等の活用にも努めたところでございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第10号～第13号 令和5年度安堵町一般会計の予算及び特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定に基づき、令和5年度安堵町一般会計予算及び特別会計予算を別紙のとおり提出する

議案第10号 令和5年度安堵町一般会計予算について

議案第11号 令和5年度安堵町国民健康保険特別会計予算について

議案第12号 令和5年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算について

議案第13号 令和5年度安堵町後期高齢者医療特別会計予算について

令和5年3月2日提出、安堵町長 西本安博。

予算書1ページをお願いいたします。

議案第10号 令和5年度安堵町一般会計予算

令和5年度安堵町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ36億円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、6億円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

令和5年3月2日提出、安堵町長 西本安博。

次に、特別会計でございます。予算書139ページをお願いします。

議案第11号 令和5年度安堵町国民健康保険特別会計予算

令和5年度安堵町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億3,526万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000万円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

令和5年3月2日提出、安堵町長 西本安博。

続きまして、167ページをお願いします。

議案第12号 令和5年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算について

令和5年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億6,244万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000万円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

令和5年3月2日提出、安堵町長 西本安博。

次に、201ページをお願いします。

議案第13号 令和5年度安堵町後期高齢者医療特別会計予算

令和5年度安堵町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億3,750万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000万円と定める。

令和5年3月2日提出、安堵町長 西本安博。

続きまして、公営企業会計についてです。

議案第14号 令和5年度安堵町下水道事業会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、令和5年度安堵町下水道事業会計予算を別紙のとおり提出する

令和5年3月2日提出、安堵町長 西本安博。

予算書1ページをお願いします。

(収支的収入及び支出)

第3条 収支的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

収入

第1款 下水道事業収益2億4,921万4,000円。

第1項 営業収益7,444万4,000円、第2項 営業外収益1億7,377万円、第3項 特別利益100万円。

次の、支出の部ですが

第1款 下水道事業費用2億4,346万9,000円。

第1項 営業費用1億9,892万1,000円、第2項 営業外費用3,354万8,000円、第3項 特別損失1,000万円、第4項 予備費100万円。

次のページ、第4条ですが

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,916万6,000円は当年度損益勘定留保資金1,916万6,000円で補てんするものとする。）

まず、収入の部

第1款 資本的収入1億7,470万円。

第1項 企業債 7,360万円、第2項 他会計補助金9,200万円、第3項 補助金910万円。

支出の部

第1款 資本的支出1億9,386万6,000円。

第1項 建設改良費3,560万円、第2項 企業債償還金1億5,726万6,000円、第3項 予備費100万円。

となっております。

当会計は令和5年度から、特別会計から公営企業会計化いたします。

次に、議案第15号 令和5年度安堵町水道事業会計予算について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条第2項の規定に基づき、令和5年度安堵町水道事業会計予算を別紙のとおり提出する

令和5年3月2日提出、安堵町長 西本安博。

予算書1ページをお願いします。

(収支的収入及び支出)

第3条 収支的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

収入の部

第1款 水道事業収益1億9,833万7,000円。

第1項 営業収益1億7,834万円、第2項 営業外収益1,989万7,000円、第3項 特別利益10万円。

支出の部

第1款 水道事業費用1億9,628万9,000円。

第1項 営業費用1億9,185万9,000円、第2項 営業外費用383万円、第3項

特別損失10万円、第4項 予備費50万円です。

次のページ

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額4,794万5,000円は過年度分損益勘定留保資金4,399万2,000円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額395万3,000円で補てんするものとする。)

収入の部

第1款 資本的収入0円。となっております。

支出の部

第1款 資本的支出4,794万5,000円。

第1項 建設改良費4,382万円、第2項 企業債償還金362万円、第3項 予備費50万円。

以上、令和5年度安堵町一般会計予算及び特別会計予算並びに公営企業会計予算です。

どうぞよろしくお願いいたします。

議長(森田 瞳) これより一括して、質疑を行います。

質疑、ございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第10号につきましては、先般開催されました議会運営委員会討議の決定により、議長を除く8名の委員で構成する一般会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思えます。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。

よって議案第10号は、議長を除く8名の委員で構成する一般会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

議長（森田 瞳） 次に、議案第１１号から議案第１５号までの５議案について、先般開催されました議会運営委員会の討議決定によりまして、議長を除く８名の委員で構成する特別会計等予算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって議案第１１号から議案第１５号までの５議案につきましては、議長を除く８名の委員で構成する特別会計等予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

議長（森田 瞳） 只今、設置されました各予算審査特別委員会の正副委員長の互選を行いますので、暫時休憩いたします。

休 憩（午前１１時４５分）

再 開（午前１１時４８分）

議長（森田 瞳） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

先ほど設置されました、各予算審査特別委員会の正副委員長を申し上げます。

一般会計予算審査特別委員会委員長 山岡敏議員、副委員長 福井保夫議員。

特別会計等予算審査特別委員会委員長 森田裕康議員、副委員長 浅野勉議員。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） 日程第21 報告第2号「令和5年度安堵町土地開発公社予算の報告について」を議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

事業部長兼都市整備課長（廣瀬好郁） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。廣瀬事業部長兼都市整備課長。

（廣瀬事業部長兼都市整備課長 登壇）

事業部長兼都市整備課長（廣瀬好郁） 都市整備課の廣瀬でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、報告第2号「令和5年度安堵町土地開発公社予算の報告について」、御説明させていただきます。

議案書2ページをお願いいたします。

令和5年度安堵町土地開発公社の事業計画でございます。公有地売却事業といたしまして、東安堵小集落地区事業用地を1,800万5,000円で、町への売却を予定しております。

続きまして、予算書の説明をさせていただきます。4ページをお願いいたします。

第2条 収益的収入は1,800万5,000円であり、収益的支出は0円でございます。

第3条 資本的収入及び支出ですが、資本的収入は0円です。資本的支出につきましては1,800万5,000円でございます。

5ページをお願いいたします。

第4条の借入金でございますが、その限度額を1,540万円とさせていただいております。

次ページ以降の事項別明細書につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

それでは、報告書を朗読いたします。

報告第2号 令和5年度安堵町土地開発公社予算の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、令和5年度安堵町土地開発公社予算を別紙のとおり報告する。

令和5年3月2日報告、安堵町長 西本安博。

以上、報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 質疑なしと認めます。

これで、報告第2号を終結いたします。

議長(森田 瞳) 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は明日、3月3日、午前10時開会です。一般質問を予定しております。

本日は、これで散会いたします。

お疲れでした。

散 会

午前11時52分
